

誓 約 書

年 月 日

学校法人明治大学 理事長 殿

明治大学_____学部長 殿

(住所)

(氏名)

印

私は、_____に関する研究（以下「本研究」という。）に参加するにあたり、本研究が明治大学（以下「本学」という。）と第三者との研究契約（以下「研究契約」という。）に基づいてなされるものであり、本研究遂行に際して私が知り得たまたは取得した秘密情報又はサンプル（以下「秘密情報」という。）および本研究の成果物としての知的財産権（以下「知的財産権」という。）については、研究契約並びに明治大学発明等に関する規程、明治大学知的財産権等に関する秘密情報取扱要領および明治大学研究成果有体物取扱要領（以下「発明規程等」という。）に基づいて取扱うことに同意し、以下の条項を遵守することを誓約します。

- 1 私は、本学において本研究を遂行する過程で、研究契約の当事者から直接または本学の教職員を通じて間接的に開示を受け又は知り得た当該当事者の技術上又は営業上の一切の情報について第三者はもちろん、本学に所属する者であっても本学から開示を許可された者以外には開示・漏洩しない（ソーシャル・メディアの利用を通じた開示・漏洩を含む。）ものとし、かつ本研究以外の目的に使用しないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当するものは除外します。
 - (1) 開示を受け又は知り得た際、既に公知となっていたもの
 - (2) 開示を受け又は知り得た際、既に自己が所有していたことを証明できるもの
 - (3) 開示を受け又は知り得た相手方から書面による同意を得たもの
 - (4) 開示を受け又は知り得た後に自己の責によらず公知となったもの
 - (5) 正当な権利を有する第三者から合法的に入手したもの
- 2 私は、本研究の成果物としての発明、ノウハウ等の知的財産権については、次のとおり取扱うものとします。
 - (1) 知的財産権についての私の持分は、発明規程等および研究契約により、本学又は本学を通して研究契約の当事者に、譲渡いたします。
 - (2) 知的財産権の譲渡または実施許諾により本学がロイヤリティを得た場合の報償金の支払いは、発明規程等に基づくものとします。
 - (3) 知的財産権の秘密管理および知的財産権に関連する有体物については、発明規程等に基づいて取扱うものとします。
 - (4) 発明規程等に基づく取扱いに服するため、本学の学籍を喪失した後も、住所等に変更が生じたときは遅滞無く本学へ届出を行うものとします。
- 3 私は、この誓約書に違反した場合、民事上並びに刑事上の法的な責任を負担いたします。
- 4 私は、1項については_____年____月____日まで、2項及び3項については当該知的財産権が消滅する日まで遵守するものとします。

以上

解 説

1. 誓約書の保管について

研究契約の締結者である理事長の他, 誓約対象者である学生の所属する学部長を併記し, 研究契約の写しとともに学部事務室でも誓約書の写しを保管します。

2. 3項の「民事上並びに刑事上の法的な責任」について

以下の責任が想定されますが, これらに限定されるものではないことを予めご留意願います。

(1) 民事上の責任^{※1}

- ① 不法行為による損害賠償 (民法 709 条)
- ② 財産以外の損害の賠償 (民法 710 条)
- ③ 名誉毀損における原状回復 (民法 723 条)
- ④ 営業秘密への侵害の停止、予防、そのために必要な差止請求 (不正競争防止法 3 条)
- ⑤ 営業秘密の不正取得・使用・開示行為に対する損害賠償 (不正競争防止法 4 条)
- ⑥ 営業上の信用が害されたことに対する信用回復 (不正競争防止法 14 条)

※1 関連法令

- ① 個人情報の保護に関する法律
- ② 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- ③ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
- ④ 各地方公共団体において制定される個人情報保護条例
(平成 20 年 4 月 1 日現在、すべての都道府県・市区町村において個人情報の保護に関する条例を制定しています (都道府県 47 団体、市区町村 1,811 団体)。)

各研究分野に特化した個人情報のガイドライン等については, 消費者庁の個人情報保護制度ウェブページ (URL: <http://www.caa.go.jp/planning/kojin/>) をご覧ください。

(2) 刑事上の責任

- ① 営業秘密^{※2}に対する侵害行為 (不正競争防止法)
10 年以下の懲役又は 1 0 0 0 万円以下の罰金

※2 営業秘密とは, 3つの要件 (①秘密として管理されていること (秘密管理性)、②有用な営業上又は技術上の情報であること (有用性) 及び③公然と知られていないこと (非公知性)) を満たす企業等の保有情報です。不正競争防止法により、民事上のみならず、刑事上の保護対象とされています。

以 上